

進路に関わる情報を、少しずつ分かりやすく説明します

今回のテーマ

障害福祉サービス利用までの流れ



- 障害福祉サービスを利用するには、市への申請、市が発行する障害福祉サービス受給者証が必要になります。
- まずは、市区町村の障がい福祉課、または相談支援事業所に相談してください。

〈障害福祉サービス利用の流れ〉

① 相談

- 「障害福祉サービス」を利用したい気持ちが芽生えたら、まずはお住まいの市区町村の障がい福祉課、または相談支援事業所にご相談ください。

② 申請

- お住まいの市役所等の障がい福祉課に申請書を提出します。

③ 相談支援員との面談

- ご自身（保護者）が選定した相談支援専門員と面談をします。

④ 認定調査

- 申請をすると市区町村の職員等が障害のある方本人を訪問し、現在の状態や状況など聞きとります。※この調査を受けないと受給者証が発行されません。

⑤ 支給決定

- 希望のサービスが利用可能か適切に判断され、認定された場合は「障害福祉サービス受給者証」が発行されます。（約2週間後に発行）

⑥ アポイント

- 希望の事業所を選び、見学や体験をし利用開始となります。
※先に見学や実習をし、目星をつけてから相談、申請を行うパターンもあります。

⑦ その他

- 手続きは市町村や事業所により異なる場合があります。
- 学校卒業後すぐに就労継続支援 B 型事業所を利用する場合は、在学中に就労選択支援（障害福祉サービス）を使用することが原則必要になります。